

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

割引の方法により発行される公債又は社債の保有残高に関する報告書

(年 末 現 在)

財 務 大 臣 殿

(日本銀行経由)

報 告 年 月 日 : _____

報 告 者 :

名 称 及 び

代表者の氏名 _____

報告者の区分(該当分に○)

- (1. 一般政府 2. 銀行(銀行勘定) 3. 銀行(信託勘定)
4. 信託銀行(銀行勘定) 5. 信託銀行(信託勘定) 6. 生命保険会社
7. 損害保険会社 8. 投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人
9. 金融商品取引業者 10. 中央銀行 11. その他)

所 在 地 _____

責任者の氏名 _____

担当者の氏名(電話番号) _____

(該当分に○)

自 己 分

保護預り分 [1 居住者 (一般政府、銀行(銀行勘定)、信託銀行(銀行勘定)、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社及び投資法人、金融商品取引業者、中央銀行、その他)]

[2 非居住者<所在国又は地域= >]

(単位：千通貨単位)

銘 柄	発 行 体 部 門 コー ド	所在国又は地域	通 貨	保有残高	利回り(年率%)

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。

3 本報告書は、自己分と保護預り分を区分し、さらに保護預り分のうち、居住者については投資家の部門別(業態別)、非居住者については所在国又は地域別にそれぞれ別葉で作成すること。

4 非居住者からの保護預り分については、銘柄ごとに発行体部門コード

(1 銀行 2 その他金融機関 3 一般政府 5 その他)を付すこと。

(日本産業規格 A 4)